

## 消費税軽減税率制度導入関係府省庁会議の開催について

平成 28 年 4 月 8 日  
関係府省庁申合せ  
平成 28 年 12 月 26 日一部改正  
平成 30 年 1 月 29 日一部改正  
平成 30 年 10 月 26 日一部改正

- 1 所得税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 15 号）附則第 171 条第 1 項に基づき、消費税の軽減税率制度の導入に当たって、混乱が生じないよう万全の準備を進めるため、消費税軽減税率制度導入関係府省庁会議（以下「会議」という。）を開催する。
- 2 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、その他の関係者の出席を求めることができる。

|       |   |
|-------|---|
| 議 長   | 内閣官房副長官補（内政担当）  |
| 副 議 長 | 財務省主税局長<br>中小企業庁長官  |
| 構 成 員 | 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）<br>内閣府大臣官房総括審議官<br>公正取引委員会事務総局経済取引局取引部長<br>警察庁長官官房総括審議官<br>金融庁総合政策局総括審議官<br>消費者庁次長<br>復興庁統括官付審議官<br>総務省大臣官房総括審議官（広報、政策企画（主）、公文書管理担当）<br>総務省自治税務局長<br>法務省大臣官房政策立案総括審議官<br>外務省経済局長<br>国税庁次長<br>文部科学省大臣官房総括審議官<br>厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官<br>厚生労働省政策統括官（総合政策担当）<br>農林水産省食料産業局長<br>農林水産省経営局長<br>経済産業省大臣官房商務・サービス審議官<br>経済産業省経済産業政策局長<br>国土交通省政策統括官<br>環境省総合環境政策統括官<br>防衛省大臣官房長 |

- 3 会議の庶務は、内閣府の助け及び総務省、財務省、経済産業省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

# 議 事 次 第

〔平成 28 年 4 月 8 日（金） 11:00～11:30  
中央合同庁舎 8 号館 共用会議室 C〕

## 関係府省庁申合せ案

「消費税軽減税率制度導入関係府省庁会議の開催について」

### 第 1 回消費税軽減税率制度導入関係府省庁会議

#### 1. 開 会

#### 2. 議 事

- (1) 軽減税率制度の導入に向けた取組について(案)
- (2) 各省庁からの説明
- (3) 質疑応答及び「取組」の策定
- (4) その他

#### 3. 閉 会

#### 【配布資料】

- 関係府省庁申合せ案 消費税軽減税率制度導入関係府省庁会議の開催について
- 資料 1 軽減税率制度導入に向けた取組について(案)
- 資料 2 軽減税率制度の円滑な導入に向けた取組(国税庁)
- 資料 3 軽減税率対策補助金(中小企業庁)

参考資料 所得税法等の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 15 号) (抄)

## 消費税軽減税率制度導入関係府省庁会議の開催について

〔平成 28 年 月 日〕  
関係府省庁申合せ案

- 1 所得税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 15 号）附則第 171 条第 1 項に基づき、消費税の軽減税率制度の導入に当たって、混乱が生じないよう万全の準備を進めるため、消費税軽減税率制度導入関係府省庁会議（以下「会議」という。）を開催する。
- 2 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、その他の関係者の出席を求めることができる。

|       |   |
|-------|---|
| 議 長   | 内閣官房副長官補（内政担当）  |
| 副 議 長 | 財務省主税局長<br>中小企業庁長官  |
| 構 成 員 | 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）<br>内閣府大臣官房総括審議官<br>公正取引委員会事務総局経済取引局取引部長<br>警察庁長官官房総括審議官<br>金融庁総括審議官<br>消費者庁次長<br>復興庁統括官付審議官<br>総務省大臣官房総括審議官（広報、政策企画（主）担当）<br>総務省自治税務局長<br>法務省大臣官房審議官（総括担当）<br>外務省経済局長<br>国税庁次長<br>文部科学省大臣官房総括審議官<br>厚生労働省政策統括官（社会保障担当）<br>厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長<br>農林水産省経営局長<br>農林水産省食料産業局長<br>経済産業省経済産業政策局長<br>経済産業省商務流通保安グループ商務流通保安審議官<br>国土交通省政策統括官<br>環境省総合環境政策局長<br>防衛省大臣官房長 |

- 3 会議の庶務は、内閣府の助け及び総務省、財務省、経済産業省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

## 1. 軽減税率制度等の事業者・消費者に対する広報・周知

### 【通達・Q & A】

- 通達及びQ & Aを公表(国税庁)

### 【ホームページ掲載】

- 政府広報オンラインに軽減税率制度導入の特集ページ(軽減税率HP)を開設
- 国税庁等のホームページにおいても、特設コーナーを設け周知

### 【事業者向け冊子】

- リーフレット(各事業者へ送付予定(国税庁))
- パンフレット(簡易版・詳細版)(経産省(中企庁))
- 軽減税率制度の手引き(仮称)(国税庁、経産省(中企庁))

### 【ポスター】

- 一般向け制度周知ポスター、業種の特性に応じたポスターの作成

### 【その他の広告】

- メディアを活用した広報を展開

### 【周知活動等】

- 事業者等に対する説明会の開催
- 都道府県ごとの軽減税率制度導入協議会(仮称)を通じた周知
- 事業者団体が主催する説明会への講師派遣の実施

## 2. 事業者支援策の周知・実施

### 【補助事業(経産省(中企庁))】

- 複数税率対応レジの導入等支援
- 受発注システムの改修等支援

### 【周知・サポート体制の整備(経産省(中企庁))】

- 全ての関係所管団体に、制度概要・法令等を広く周知
- パンフレット(簡易版・詳細版)(経産省(中企庁))
- 全国の商工会・商工会議所等に相談窓口を設置
- 商工会・商工会議所等の実施する講習会、巡回指導・専門家派遣等に対して支援
- 流通業界における受発注システムの改修の課題・方向性を整理し対応を加速化する場を設置
- 受発注システムやパッケージソフトを提供するベンダー(売手)から事業者へ周知する体制の整備

## 2. 事業者支援策の周知・実施(つづき)

### 【協議会体制の整備】

- 都道府県ごとに、商工会等の事業者団体、各業界団体、税務関係団体、地方公共団体等が参画した軽減税率制度導入協議会(仮称)を組織

## 3. 軽減税率制度及び事業者支援策に関する相談対応

### 【国税庁】

- 既存の電話相談センターに軽減税率専用ガイダンスを開設
- 軽減税率電話相談センター(コールセンター)を設置
  - ・軽減税率制度(対象品目、税額計算方法など)に関する問合せの受付
- 全国の税務署の専用相談窓口(改正消費税相談コーナー)で個別相談に対応

### 【経産省(中企庁)】

- 軽減税率対策補助金事務局コールセンターを設置
  - ・レジ導入・システム改修等の支援に関する問合せの受付
- 商工会・商工会議所等の中小企業団体等と連携したサポート体制の整備
  - ・全国の商工会・商工会議所等に相談窓口を設置
  - ・商工会・商工会議所等の実施する講習会、巡回指導・専門家派遣等に対して支援

### 【内閣府】

- 消費税価格転嫁等総合相談センターにおいても、消費税の転嫁等に関する相談や、軽減税率制度等に関する一般的な相談を受付

※事業者の準備状況等について検証しつつ、上記施策を推進する。

平成 28 年 4 月  
国 税 庁

## 軽減税率制度の円滑な導入に向けた取組

## 1 対応方針

軽減税率制度の導入は、多くの事業者の業務実務や経営に影響を与えるものであることを踏まえ、執行官庁として、着実な制度周知・広報を行うとともに、区分経理や税額計算に関し丁寧な相談対応や記帳・申告指導を行うなど、本制度の円滑な実施を主眼とした対応を行う。

## 2 具体的な対応策

事業者が、日々の経理処理や納税事務（税額計算）を適切に行うことができるよう、きめ細やかな施策を展開

## ○ 法令解釈通達及び Q &amp; A の早期公表

- ・ 法令解釈通達の公表
- ・ 質疑応答事例集（Q & A）の公表（随時内容更新）

## ○ 制度周知・広報

- ・ 国税庁HPに特設コーナーを開設（平 28. 4. 1～）
- ・ SNS、メールマガジン等による情報提供
- ・ リーフレットの公表、局署窓口等への備付け、事業者への送付
- ・ 対象品目の線引きや税額計算の仕方を具体的に示した「手引き」の公表、配布（説明会の教材としても活用）

## ○ 事業者向け記帳・申告指導

- ・ 個人事業者向け説明会（各都道府県及び市区町村で開催）
- ・ 既存の説明会（決算期別説明会、年末調整説明会等）の活用
- ・ 関係省庁、業界団体等に対する説明会開催の要請及び講師派遣

## ○ 個別照会等への対応

- ・ 既存の電話相談センターに専用ガイダンスを開設（平 28. 4. 1～）
- ・ 軽減税率電話相談センター（コールセンター）を設置
- ・ 税務署の専用相談窓口（改正消費税相談コーナー）で個別照会等に対応

## 3 体制整備

上記 2 の各施策を的確に実施する観点から、国税庁に、消費税軽減税率制度対応室を設け、関係省庁及び関係団体等と緊密な連携を図りつつ、国税庁・国税局・税務署一体となって対応。

## 軽減税率対策補助金（中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助金）

消費税軽減税率制度（複数税率）への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等の方々が、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修などを行うにあたって、その経費の一部を補助する制度です。

|          | レジ導入等の支援（A型）   | 受発注システムの改修等の支援（B型）   |
|----------|--|--|
| 概要       | 複数税率に対応するレジの新規導入や、既存レジの複数税率対応のための改修を支援します。（レジには、POS機能のないレジ、モバイルPOSレジシステム、POSレジシステムなどを含みます。）  | 電子的な受発注システム（EDI/EOS等）を利用する事業者が、複数税率に対応するために必要となる機能の改修・入替を支援します。  |
| 補助率      | 原則 2/3<br>・導入費用が3万円未満の機器を1台のみ購入する場合 3/4<br>・タブレット等の汎用端末は1/2（周辺機器とのセット購入のみ補助対象）   | 2/3  |
| 補助上限     | レジ1台あたり20万円。新たに行う商品マスタの設定や機器設置に費用を要する場合は、さらに1台あたり20万円が加算。複数台数申請等については、1事業者あたり200万円を上限。   | 小売事業者等の発注システムの場合 1000万円<br>卸売事業者等の受注システムの場合 150万円<br>発注システム・受注システム両方の場合 1000万円   |
| 補助対象     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・レジ本体</li> <li>・レジ付属機器等（バーコードリーダー・キャッシュドロア・クレジットカード決済端末・電子マネーリーダー・カスタマーディスプレイ・レシートプリンター・ルーター・サーバ）</li> <li>・機器設置に要する経費（運搬費含む）</li> <li>・商品マスタの設定費</li> </ul> <p>（リースの場合も対象です）<br/>（具体的な対象機種等は、ホームページで公表します）</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子的受発注データのフォーマットやコード等の改修</li> <li>・現在利用している電子的受発注システムから複数税率対応したシステムへの入替</li> <li>・電子的受発注に必須となる商品マスタや、発注・購買管理、受注管理機能の改修・入替（受発注管理とともに在庫管理、財務会計などが一体となったパッケージ製品・サービスについては、電子的受発注システムの機能を含むものであれば、初期購入費用の1/2を補助対象経費とし、これに補助率を乗じたものを支援します。）</li> </ul> <p>（リースの場合も対象です）</p> |
| 申請支援等    | 申請者自身による申請に加え、ホームページで公表する一部のメーカー、販売店、ベンダーなどによる「代理申請」等の利用が可能です。また、基本的には、申請書数枚と証拠書類で申請が可能です。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門知識を必要とするシステムの改修のため、申請者に代わって、事務局が指定したシステムベンダーなどが「代理申請」を行います。</li> <li>・ただし、事務局に登録されたパッケージ製品・サービスを自ら導入する場合は、申請者自身での申請となります。</li> </ul>   |
| 申請のタイミング | 機器導入・改修後（申請は随時受付）  | 指定事業者による改修：システム改修・入替前（申請は随時受付）<br>自己導入：システム改修・入替後（申請は随時受付）   |

（参考）このほかに、レジの導入・改修やシステムの改修・入替等の費用には、日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫の融資制度も活用できます。

■詳細は、ホームページをご確認ください。随時更新されます。  
⇒軽減税率対策補助金事務局ホームページ（[www.kzt-hojo.jp](http://www.kzt-hojo.jp)）

■お電話でも問合せを受け付けております。  
⇒軽減税率対策補助金事務局コールセンター（受付時間：平日9時～17時／通話料有料）  
TEL:0570(081)222（IP電話等からの番号03(6627)1317）

■お近くの商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、商店街振興組合連合会にもご相談ください。

# 軽減税率対策補助金

中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助金

## 軽減税率対策補助金とは

消費税軽減税率制度（複数税率）への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等の方々が、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修などを行うにあたって、その経費の一部を補助する制度です。

## 複数税率対応として、2つの申請類型があります。

### A型 複数税率対応レジの導入等支援

複数税率に対応できるレジを新しく導入したり、対応できるように既存のレジを改修したりするときに使える補助金です。  
※レジには、POS機能を有していないレジ、モバイルPOSレジシステム、POSレジシステムなどを含みます。

### B型 受発注システムの改修等支援

電子的な受発注システム（EDI/EOS等）を利用する事業者のうち、複数税率に対応するために必要となる機能について、改修・入替を行う場合に使える補助金です。

## 申請はいつでも受付、できるだけわかりやすく。申請サポートもあります。

- 基本的には、申請書（数枚）と、証拠書類（内訳の分かる支払いの証拠書類（領収書や請求書）、製品の証明書など）で申請できます。申請は随時受付を行います。  
※複数台をまとめて申請するなどの場合は、追加で書類を作成いただく必要があります。
- A型及びB-2型は事後申請、B-1型は事前申請になります。
- 申請書の作成サポートも充実しています。
  - ・ A型は一部販売店等による代理申請等が利用可能です。
  - ・ B型はシステムベンダー等による代理申請を原則としています。（※自らパッケージ製品およびサービスを購入し導入した場合には、その限りではありません。）

**「所得税法等の一部を改正する法律」の成立日(平成28年3月29日)から平成29年3月31日までに導入または改修等が完了したものが支援対象となります。**

- 申請受付期限  
A型及びB-2型：平成29年5月31日までに申請（事後申請）  
B-1型：平成29年3月31日までに事業が完了するように申請（事前申請。交付決定以前に作業着手した場合は補助対象になりません。）

参考

この他に、レジの導入・改修やシステムの改修・入替等の費用には、日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫の融資制度も活用できます。（最優遇金利です）  
詳細は、お近くの公庫の支店までお問い合わせ下さい。



## A型 複数税率対応レジの導入等支援

A型は、レジの種類や複数税率への対応方法（導入／改修）により合計4種類の申請方式に分かれます。

### レジ・導入型

A-1型

複数税率対応の機能を有するPOS機能のないレジを対象機器とし、その導入費用を補助対象とします。

### レジ・改修型

A-2型

複数税率非対応のレジを、対応レジに改修する場合の費用を補助対象とします。

### モバイルPOSレジシステム

A-3型

複数税率に対応したレジ機能サービスをタブレット、PC、スマートフォンの汎用端末と付属機器を組み合わせ、レジとして利用する場合の導入費用を補助対象とします。

### POSレジシステム

A-4型

POSレジシステムを複数税率に対応するように改修または導入する場合の費用を補助対象とします。

※リースによる導入も補助対象となります。

いずれも、補助額は、レジ1台あたり20万円が上限です。

- 基本的には、補助率は2/3ですが、1台のみ機器導入を行う場合でかつ導入費用が3万円未満の機器については補助率3/4、タブレット等の汎用端末についての補助率は1/2と、補助率が異なります。
- レジ本体のほかに、レジ機能に直結する付属機器等（バーコードリーダー・キャッシュドロア・クレジットカード決済端末・電子マネーリーダー・カスタマーディスプレイ・レシートプリンタ・ルーター・サーバ）も合わせて補助対象となります。
- それぞれの型において、補助額は1台あたり20万円が上限となります。また、新たに行う商品マスタの設定や機器設置（運搬費含む）に費用を要する場合は、さらに1台あたり20万円を上限に支援します。

複数台数申請等については、1事業者あたり200万円を上限とします。

- 複数台数申請等については、指定の申請書類を追加していただきます。

申請サポート制度が充実しています。

- メーカーや販売店・ベンダー等の協力による代理申請等が利用可能です。

※代理申請にご協力いただけるメーカーや販売店、ベンダーなどについては、追ってホームページで公表します。

## B型 受発注システムの改修等支援

B型は、指定事業者に改修等を依頼するか、事業者自身で行うかで2種類の申請方式に分かれます。

B-1型

### 受発注システム・指定事業者改修型

システムベンダー等に発注して、受発注システムを改修・入替する場合の費用を補助対象とします。

B-2型

### 受発注システム・自己導入型

中小企業・小規模事業者等が自らパッケージ製品・サービスを購入し導入して受発注システムを改修・入替する場合の費用を補助対象とします。

※リースによる入替も補助対象となります。

**原則、既にEDI/EOS等の電子的受発注を利用している事業者が対象です。**

- 取引先間でEDI/EOS等の電子的な受発注システムを利用している事業者(※1)の電子的受発注に必須となる商品マスタや、発注・購買管理、受注管理機能(※2)のうち、複数税率対応に伴い必要となる改修・入替を補助対象とします。
- 電子的受発注データのフォーマットやコード等の複数税率対応に伴う改修や、現在利用している電子受発注システムから複数税率対応したシステムへの入替を補助対象とします。

※1 電子的受発注システムは利用していないが、取引先の要請等により、新規にシステムを導入する場合は補助対象とします。

※2 受発注管理とともに在庫管理、財務会計などが一体となったパッケージ製品・サービスについては、電子的受発注システムの機能を含むものであれば、支援対象とします。

**B-1型は、指定事業者による代理申請を原則とします。**

- 専門知識を必要とするシステムの「改修・入替」のため、「指定事業者による代理申請制度」を導入します。申請者に代わって、システムベンダー等の指定事業者が申請します。
- 申請は2段階。改修・入替に着手する前の「交付申請」と、改修・入替が完了した後の「完了報告」が必要です。いずれも指定事業者が代理申請を行います。  
※交付決定以前に作業着手した場合は補助対象になりません。

**B-2型は、事務局に登録されたパッケージ製品・サービスが対象です。**

- 申請はB-1型とは異なり、改修・入替後に行うこととなります。

**補助上限額は、発注システム側・受注システム側の改修・入替ごとに異なります。**

- (小売事業者等の)発注システムの場合の補助上限額は1000万円、(卸売事業者等の)受注システムの場合の補助上限額は150万円で、両方の改修・入替が必要な場合の上限は1000万円となります。
- 補助率は、改修・入替に係る費用の2/3です。補助対象範囲外の機能を含むパッケージ製品・サービスについては、初期購入費用の1/2を補助対象経費とし、これに補助率を乗じるものとします。

本補助金の詳細については、ホームページをご確認ください。随時更新されます。

<http://kzt-hojo.jp/>

また、お電話でも問合せを受け付けております。

軽減税率対策補助金事務局コールセンター(受付時間:9時~17時(土・日・祝除く)/通話料有料)

0570(081)222 (IP電話等からの番号03(6627)1317)

レジメーカー・レジ販売店・システムベンダー等のみなさま  
本補助金事業実施にあたり、以下について、ご協力をお願いいたします。

A-1型

### レジ・導入型

- ・ レジメーカー様による事務局への指定メーカー登録申請、および対象製品型番登録申請
- ・ 指定レジメーカー様による「対象製品証明書」の発行

A-2型

### レジ・改修型

- ・ レジメーカー様および販売店様等による「改修証明書」の発行

A-3型

### モバイルPOSレジシステム

- ・ サービスベンダー様による事務局への指定ベンダー登録申請、および対象サービス・対象製品（対象パッケージ）型番登録申請
- ・ 指定ベンダー様による「対象サービス・対象製品（対象パッケージ）証明書」の発行

A-4型

### POSレジシステム

- ・ POSレジメーカー様、ベンダー様による事務局への指定メーカー・ベンダー登録申請、および対象製品型番登録申請
- ・ 指定POSレジメーカー様、ベンダー様による「対象製品証明書」の発行

B-1型

### 受発注システム・指定事業者改修型

- ・ システムベンダー様による事務局への指定システムベンダー登録申請、および改修・入替工数、改修・入替作業単価等の登録申請

B-2型

### 受発注システム・自己導入型

- ・ パッケージメーカー様による対象パッケージ製品・サービス型番登録申請

#### 補助事業実施にあたり、ご協力をお願いします。

- 指定（メーカー・ベンダー）登録申請、型番登録申請
- ・ 事務局に型番登録がされた製品が、補助対象となります。
- ・ 型番登録申請と同様式で（メーカー様・ベンダー様の）指定登録申請も行っております。
- 対象製品証明書、対象サービス証明書；申請者が補助金交付を受けるために必要です。

登録方法等については以下URLをご確認ください。

本補助金の詳細については、ホームページをご確認ください。随時更新されます。

<http://kzt-hojo.jp/>

また、お電話でも問合せを受け付けております。

軽減税率対策補助金事務局コールセンター（受付時間：9時～17時（土・日・祝除く）／通話料有料）

0570 (053) 555 （IP電話等からの番号 03 (6627) 1316）

所得税法等の一部を改正する法律（平成二八年法律第十五号）附則（抄）

（消費税の軽減税率制度の円滑な導入・運用等に向けた措置）

第七十一条 政府は、消費税の軽減税率制度の導入に当たり混乱が生じないよう万全の準備を進めるために、必要な体制を整備し、消費税の軽減税率制度の周知及び事業者の準備に係る相談対応を行うとともに、事業者の準備状況及び政府における取組の状況を検証しつつ、必要に応じて、消費税の軽減税率制度の円滑な導入及び運用に資するための必要な措置を講ずるものとする。

2  
（略）

# 議 事 次 第

〔平成 28 年 12 月 26 日（月） 10:00～10:40〕  
〔中央合同庁舎 8 号館 共用会議室 C〕

## 第 2 回消費税軽減税率制度導入関係府省庁会議

### 1. 開 会

### 2. 議 事

- (1) 消費税率引き上げ時期の変更等について
- (2) 軽減税率制度の実施に向けた取組について
- (3) 各省庁からの説明
- (4) 質疑応答・その他

### 3. 閉 会

#### 【配布資料】

資料 1 消費税率引き上げ時期の変更に伴う対応について

資料 2 軽減税率制度の実施に向けた取組について（平成 28 年 12 月 26 日）

資料 3 軽減税率対策補助金

参考資料 1 平成 29 年度与党税制改正大綱（抄）

参考資料 2 所得税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 15 号）附則（抄）

参考資料 3 消費税軽減税率制度導入関係府省庁会議の開催について（平成 28 年 4 月 8 日  
申合せ）

## 消費税率引上げ時期の変更に伴う対応について〔消費税関係〕

|                    | 改正前  | 改正後   |
|--------------------|--|---|
| 税率引上げ<br>関係        | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 税率引上げ時期：平成29年4月1日<br/>(税制抜本改革法で規定)</li> <li>② 請負契約等に係る経過措置の指定日：<br/>平成28年10月1日</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 平成29年4月1日 ⇒ 平成31年10月1日</li> <li>② 平成28年10月1日 ⇒ 平成31年4月1日</li> </ul>  |
| 軽減税率<br>関係         | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 軽減税率実施時期：平成29年4月1日</li> <li>② 適格請求書等保存方式の導入時期：<br/>平成33年4月1日</li> <li>③ 税額計算の特例の適用期間 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 売上税額の計算の特例（中小事業者向け）：<br/>4年（平成29年4月～平成33年3月末）</li> <li>○ 仕入税額の計算の特例（中小事業者向け）：<br/>1年（平成29年4月～平成30年3月末）<br/>※ 簡易課税の事後選択を含む</li> <li>○ 大規模事業者にも同様の特例を1年間</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>① 平成29年4月1日 ⇒ 平成31年10月1日</li> <li>② 平成33年4月1日 ⇒ 平成35年10月1日</li> <li>③ 税額計算の特例の適用期間 <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒ 売上税額の計算の特例（中小事業者向け）：<br/>4年（平成31年10月～平成35年9月末）</li> <li>⇒ 仕入税額の計算の特例（中小事業者向け）：<br/>1年（平成31年10月～平成32年9月末）<br/>※ 簡易課税の事後選択を含む</li> <li>⇒ 大規模事業者には措置しないこととする</li> </ul> </li> </ul> |
| 軽減税率<br>財源確保<br>関係 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成28年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずることにより、安定的な恒久財源を確保（附則170条1号）</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成28年度末までに ⇒ 平成30年度末までに</li> </ul>   |
| 転嫁対策               | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消費税転嫁対策特別措置法の適用期限（内閣府設置法の所管事務の特例含む）：<br/>平成30年9月30日</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成30年9月30日 ⇒ 平成33年3月31日</li> </ul>   |

# 参 考 资 料

# 消費税率の引上げ時期(改正後)

平成29年4月1日 → 平成31年10月1日

消費税率  
10%への引上げ

8% (国 6.3%、地方 1.7%)

10% (国 7.8%、地方 2.2%)  
食料品等は8% (国 6.24%、地方 1.76%)

消費税率引上げに伴う経過措置(改正後)

平成28年9月30日までの契約 → 平成31年3月31日までの契約

指定日  
(半年前)

工事請負  
契約の締結

8%



(引渡し)

消費税の納税義務は、取引の目的物の引渡し等があった時に発生するため、消費税率10%への引上げ日以後に引渡し等が行われた場合には、原則として10%が適用される。

しかし、例えば住宅工事などの請負については、契約から目的物の引渡しまでの期間が長期間に及ぶものも多く、途中で契約金額の改定を行うことが困難であることを考慮し、指定日の前日(消費税率10%への引上げ日の半年前)までに契約を締結している場合には、その引渡し消費税率10%への引上げ日以後となる場合でも8%を適用する経過措置が設けられている。



## 消費税の軽減税率制度の概要（改正後）

税制抜本改革法第7条に基づく消費税率引上げに伴う低所得者対策として、平成29年4月【➡平成31年10月】から、軽減税率制度を実施する。

- 軽減税率の対象品目
    - ・ 酒類及び外食を除く飲食料品
    - ・ 定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞
  - 軽減税率：8%（国分：6.24%、地方分：1.76%） 標準税率：10%（国分：7.8%、地方分：2.2%）
  - 適格請求書等保存方式の導入
    - ・ 平成33年4月【➡平成35年10月】から、適格請求書等保存方式（インボイス制度）を導入する。
    - ・ 適格請求書及び帳簿の保存が仕入税額控除の要件。適格請求書の税額の積上げ計算と、取引総額からの割戻し計算のいずれかの方法による。
- （適格請求書等保存方式導入までの経過措置）
- ・ 現行の請求書等保存方式を維持しつつ、区分経理に対応するための措置を講ずる。売上・仕入税額の計算の特例を設ける。  
【➡中小事業者向けの特例は変更なし（期間は変更）、大規模事業者向けの特例は措置しない】
- （適格請求書等保存方式導入後の経過措置）
- ・ 適格請求書等保存方式の導入後6年間、免税事業者からの仕入れについて、一定割合の仕入税額控除を認める。  
【➡変更なし（期間は変更）】
- 財政健全化目標を堅持し、「社会保障と税の一体改革」の原点に立って安定的な恒久財源を確保する。（平成28年度税制改正法附則）
  - ① 平成28年度末【➡平成30年度末】までに歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずることにより、安定的な恒久財源を確保する。
  - ② 平成30年度の「経済・財政再生計画」の中間評価等を踏まえ、歳入及び歳出の在り方について検討し、必要な措置を講ずる。
- 軽減税率制度の実施・運用に当たり混乱が生じないよう、政府・与党が一体となって万全の準備。（平成28年度税制改正法附則）
  - ① 必要な体制を整備するとともに、事業者の準備状況等を検証し、円滑な実施・運用のための必要な措置を講ずる。
  - ② 適格請求書等保存方式に係る事業者の準備状況、軽減税率制度の実施による簡易課税制度への影響等を検証し、必要な措置を講ずる。

**税額計算の方法及び特例の施行スケジュール（改正後）**

|           |                                | 平 29. 4<br>【 ➡ 平 31. 10】 | 平 33. 4<br>【 ➡ 平 35. 10】                                   | 平 36. 4<br>【 ➡ 平 38. 10】  | 平 39. 4<br>【 ➡ 平 41. 10】 |
|-----------|--------------------------------|--------------------------|--|---|--------------------------|
|           |                                | 【現行制度】                   | 【区分記載請求書等保存方式】   | 【適格請求書等保存方式】  |                          |
| 税額計算の方法   | 税込価格からの割戻し計算                   | 現行どおり                    | 現行どおり  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適格請求書の税額の積上げ計算</li> <li>・ 取引総額からの割戻し計算</li> </ul> のいずれかの方法によることができる (注2) |                          |
| 請求書等の発行義務 | 請求書等の交付義務なし<br>※免税事業者も発行可      | 現行どおり                    | 現行どおり  | 適格請求書の交付義務あり<br>※免税事業者は発行不可   |                          |
| 仕入税額控除の要件 | 請求書等の保存が要件<br>※免税事業者からの仕入税額控除可 | 現行どおり                    | 現行どおり  | 適格請求書の保存が要件<br>※免税事業者からの仕入税額控除不可  |                          |
|           | せり売りなど代替発行された請求書による仕入税額控除可     |                          | 買手が追記した区分記載請求書による仕入税額控除可                                   | 免税事業者がらの仕入税額控除の特例<br>(80%控除) (50%控除)  |                          |
|           | 中古品販売業者の消費者からの仕入れ等の仕入税額控除可     |                          |  |   |                          |
| 税額計算の特例   | 売上税額の計算の特例                     |                          | 軽減税率対象売上のみなし計算 (4年間) (注1)                                  |   |                          |
|           | 仕入税額の計算の特例                     | 簡易課税                     | 軽減税率対象仕入のみなし計算 (1年間) (注1)<br>現行どおり<br>簡易課税の事後選択 (1年間) (注1) | 見直し   |                          |
| 検証        |                                | 検証                       |  | 検証  |                          |

(注1) 大規模事業者について、同様の特例 (1年間) 【 ➡ 大規模事業者向けの特例は措置しない】

(注2) 売上税額を「積上げ計算」する場合には、仕入税額も「積上げ計算」

## 売上税額の計算の特例（改正後）

「区分記載請求書等保存方式」  
段階における税額計算の特例

- **売上げを税率ごとに区分することが困難な事業者**が、売上げの一定割合（軽減税率売上割合）を、軽減税率対象品目の売上げとして税額を計算する特例が設けられている。
- 前々年又は前々事業年度の課税売上高が5千万円以下の**中小事業者**については、軽減税率制度の実施から4年間、以下の①から③の特例を選択することが可能。【➡**変更なし**】
- **大規模事業者**についても、軽減税率制度の実施から1年間に限り、同様の特例。【➡**措置しない**】

① 仕入れを管理できる  
卸売事業者・小売事業者

- ✓ 仕入れた商品をそのまま販売する卸売業や小売業は、
  - ・売上げに占める軽減税率対象品目の売上げの割合と、
  - ・仕入れに占める軽減税率対象品目の仕入れの割合は、概ね一致

$$\text{軽減税率売上割合} = \frac{\text{軽減税率対象品目の売上げのための仕入額}}{\text{仕入総額}}$$

(注) 簡易課税の適用を受けない卸売業・小売業を営む事業者が対象

② ①以外の事業者

- ✓ 仕入れた商品を加工して販売する場合は、①の方法は不適切
- ✓ 仕入れの区分経理が行えない事業者は、①を使えない

$$\text{軽減税率売上割合} = \frac{\text{通常の連続する10営業日の軽減税率対象品目の売上げ額}}{\text{通常の連続する10営業日の売上総額}}$$

③ ①・②の計算が困難な事業者

- ✓ 仕入れの管理も、10日間の売上げの管理もできない場合は①・②いずれの方法でも売上税額の計算ができない

$$\text{軽減税率売上割合} = \frac{50}{100}$$

(注) 主に軽減税率対象品目を販売する事業者が対象

## 仕入税額の計算の特例（改正後）

「区分記載請求書等保存方式」  
段階における税額計算の特例

- **仕入れを税率ごとに区分することが困難な事業者**が、仕入れの一定割合（軽減税率仕入割合）を、軽減税率対象品目の仕入れとして税額を計算する特例等を設ける。
- 前々年又は前々事業年度の課税売上高が5千万円以下の**中小事業者**については、軽減税率制度の実施から1年間、以下の①又は②の特例を選択することが可能。【➡変更なし】
- **大規模事業者**についても、軽減税率制度の実施から1年間、同様の特例。【➡措置しない】

### ① 売上げを管理できる 卸売事業者・小売事業者

- ✓ 仕入れた商品をそのまま販売する卸売業や小売業は  
・売上げに占める軽減税率対象品目の売上げの割合と  
・仕入れに占める軽減税率対象品目の仕入れの割合は  
概ね一致

軽減税率仕入割合

$$= \frac{\text{軽減税率対象品目の売上額}}{\text{売上総額}}$$

### ② ①の計算が困難な事業者

- ✓ ①の方法では仕入税額の計算ができない事業者であつても、

- 前々年又は前々事業年度の課税売上高が5千万円以下の中小事業者について、事後選択により、簡易課税制度の適用を受けられることとする。  
※ 原則は、課税期間の開始前に選択


(注) 簡易課税の適用を受けない卸売業・小売業を営む事業者が対象

## 所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）（抄）【改正後】

### 附 則

（消費税の軽減税率制度の導入に当たっての必要な措置）

第 170 条 政府は、消費税（地方消費税を含む。以下この条及び次条において同じ。）の軽減税率制度の導入に当たり、平成 27 年 6 月 30 日に閣議において決定された経済財政運営と改革の基本方針 2015（第 2 号において「基本方針 2015」という。）に記載された財政健全化目標（同号において単に「財政健全化目標」という。）を堅持するとともに、社会保障制度改革推進法（平成 24 年法律第 64 号）第 2 条、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律第 1 条及び持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成 25 年法律第 112 号）第 28 条に示された社会保障の安定財源の確保の在り方に係る基本的な考え方にのっとり、安定的な恒久財源を確保するために、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 一 平成 28 年度末【平成 30 年度末】までに歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずることにより、安定的な恒久財源を確保すること。
- 二 財政健全化目標との関係及び基本方針 2015 に記載された平成 30 年度（2018 年度）の経済・財政再生計画の中間評価を踏まえつつ、消費税制度を含む税制の構造改革及び社会保障制度改革等の歳入及び歳出の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずること。

# 消費税転嫁対策特別措置法の概要

## 1. 目的

消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、特定事業者による消費税の転嫁拒否等の行為を迅速かつ効果的に是正し、また、消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為並びに価格の表示について特別の措置を講じるため、所要の法整備を行うもの

## 2. 概要

### 第1 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

消費税の転嫁拒否等の行為を取締り、当該行為を是正又は防止するために必要な法制上の措置を講じる。

### 第2 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

消費者の誤認を招き、他の事業者による円滑な転嫁を阻害する宣伝・広告等を是正又は防止するために必要な法制上の措置を講じる。

### 第3 価格の表示に関する特別措置

消費税の総額表示義務について、表示する価格がその時点における税込価格であると誤認されないための措置を講じている場合に限り、税込価格を表示することを要しないための必要な法制上の措置を講じる。

### 第4 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

事業者又は事業者団体が行う転嫁カルテル及び表示カルテルについて、平成元年の消費税導入時と同様の独占禁止法の適用除外制度を設ける。

<平成25年10月1日から施行し、平成30年9月30日【平成33年3月31日】限りでその効力を失う。>

## (参考) 総額表示義務関連条文

### ○ 消費税法 (抄)

#### (価格の表示)

第六十三条 事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）は、不特定かつ多数の者に課税資産の譲渡等（第七条第一項、第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この条において同じ。）を行う場合（専ら他の事業者に課税資産の譲渡等を行う場合を除く。）において、あらかじめ課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の価格を表示するときは、当該資産又は役務に係る消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含めた価格を表示しなければならない。

### ○ 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法 (抄)

#### (総額表示義務に関する消費税法の特例)

第十条 事業者（消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第六十三条に規定する事業者をいう。以下この条において同じ。）は、自己の供給する商品又は役務の価格を表示する場合において、今次の消費税率引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁のため必要があるときは、現に表示する価格が税込価格（消費税を含めた価格をいう。以下この章において同じ。）であると誤認されないための措置を講じているときに限り、同法第六十三条の規定にかかわらず、税込価格を表示することを要しない。

2 前項の規定により税込価格を表示しない事業者は、できるだけ速やかに、税込価格を表示するよう努めなければならない。

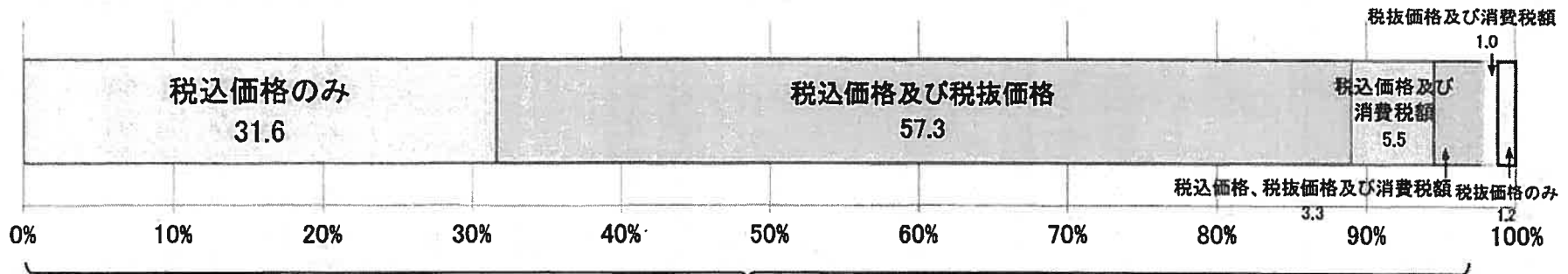
3 省略

(参考) 総額表示義務に対する消費者の意見等

○ 消費者庁 「平成28年11月物価モニター調査結果(速報)」

消費者庁が行っている物価モニター調査によれば、ほとんどの消費者が店頭表示価格の表示方法として税込価格の表示が含まれていることが適当と回答。

店頭価格の表示方法のうち、最も適当と思うもの (回答者 1,362 人)



税込価格の表示が含まれていることが適当：約 98%

○ 総額表示に関する相談事例

消費税転嫁対策特措法の施行(平成25年10月)後、消費税価格転嫁等総合相談センターや税務署などには約1万件の総額表示に関する相談が寄せられている。

そのうち、消費者からの具体的な相談内容例は以下の通り。

- 「本体価格〇〇円+税」という表示は、最終的に支払う価格が一見して分からないので、好ましくないのではないか。
- 税抜表示が認められたことによって最終的に支払う金額が支払いの段階でわかるというのは消費者にとって不便であり、早くやめるべきである。税抜表示はいつまで認められているのか。



## 1. 軽減税率制度等の事業者・消費者に対する広報・周知

### 【通達・Q & A】

- 通達及びQ & Aを公表(国税庁)

### 【ホームページ掲載】

- 政府広報オンラインに軽減税率制度実施の特集ページ(軽減税率HP)を開設
- 国税庁等のホームページにおいても、特設コーナーを設け周知

### 【事業者向け冊子】

- パンフレット(各事業者へ送付予定(国税庁))
- パンフレット(簡易版・詳細版)(経産省(中企庁))
- 軽減税率制度の手引き(仮称)(国税庁、経産省(中企庁))

### 【ポスター】

- 一般向け制度周知ポスター、業種の特性に応じたポスターの作成

### 【その他の広告】

- メディアを活用した広報を展開

### 【周知活動等】

- 事業者等に対する説明会の開催
- 都道府県ごとの軽減税率制度実施協議会(仮称)を通じた周知
- 事業者団体が主催する説明会への講師派遣の実施

## 2. 事業者支援策の周知・実施

### 【補助事業(経産省(中企庁))】

- 複数税率対応レジの導入等支援
- 受発注システムの改修等支援

### 【周知・サポート体制の整備(経産省(中企庁))】

- 全ての関係所管団体に、制度概要・法令等を広く周知
- パンフレット(簡易版・詳細版)(経産省(中企庁))
- 全国の商工会・商工会議所等に相談窓口を設置
- 商工会・商工会議所等の実施する講習会、巡回指導・専門家派遣等に対して支援
- 流通業界における受発注システムの改修の課題・方向性を整理し対応を加速化する場を設置
- 受発注システムやパッケージソフトを提供するベンダー(売手)から事業者へ周知する体制の整備

## 2. 事業者支援策の周知・実施(つづき)

### 【協議会体制の整備】

- 都道府県ごとに、商工会等の事業者団体、各業界団体、税務関係団体、地方公共団体等が参画した軽減税率制度実施協議会(仮称)を組織

## 3. 軽減税率制度及び事業者支援策に関する相談対応

### 【国税庁】

- 既存の電話相談センターに軽減税率専用ガイダンスを開設
- 軽減税率電話相談センター(コールセンター)を設置
  - ・軽減税率制度(対象品目、税額計算方法など)に関する問合せの受付
- 全国の税務署の専用相談窓口(改正消費税相談コーナー)で個別相談に対応

### 【経産省(中企庁)】

- 軽減税率対策補助金事務局コールセンターを設置
  - ・レジ導入・システム改修等の支援に関する問合せの受付
- 商工会・商工会議所等の中小企業団体等と連携したサポート体制の整備
  - ・全国の商工会・商工会議所等に相談窓口を設置
  - ・商工会・商工会議所等の実施する講習会、巡回指導・専門家派遣等に対して支援

### 【内閣府】

- 消費税価格転嫁等総合相談センターにおいても、消費税の転嫁等に関する相談や、軽減税率制度等に関する一般的な相談を受付

※事業者の準備状況等について検証しつつ、上記施策を推進する。

# 軽減税率対策補助金（中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助金）

資料3

- 消費税軽減税率制度（複数税率）への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等が、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修などを行うにあたって、その経費の一部を補助。
- 軽減税率制度の実施時期の変更に伴い、基金事業の期限が平成29年度末（平成27年度～3ヶ年）であることを踏まえ、補助金の申請受付期間を平成30年1月31日まで延長。  
（ただし、受発注システムの改修については、平成30年1月31日までに事業が完了するように申請。）

## 【補助金の実績】

|     | 補助金申請件数 | コールセンター入電数 | ホームページアクセス数 |
|-----|---------|------------|-------------|
| 4月  | 22      | 3,227      | 457,020     |
| 5月  | 165     | 2,926      | 233,030     |
| 6月  | 774     | 3,008      | 294,419     |
| 7月  | 1,162   | 2,254      | 226,126     |
| 8月  | 1,401   | 2,089      | 183,975     |
| 9月  | 1,804   | 2,379      | 193,589     |
| 10月 | 2,331   | 2,469      | 188,154     |
| 11月 | 2,649   | 2,506      | 200,960     |
| 12月 | 1,854   | 1,801      | 136,011     |
| 合計  | 12,162  | 22,659     | 2,113,284   |

※12月分は19日時点

■詳細は、ホームページに掲載。

⇒軽減税率対策補助金事務局ホームページ ([www.kzt-hojo.jp](http://www.kzt-hojo.jp))

■軽減税率対策補助金事務局コールセンター

（受付時間：平日9時～17時／通話料有料）

TEL:0570 (081) 222 (IP電話等からの番号 03 (6627) 1317)

## 平成 29 年度税制改正大綱(抄)

平成 28 年 12 月 8 日

自由民主党

公明党

## 第一 平成 29 年度税制改正の基本的考え方

税制改正に当たっては、足下の経済情勢への適切な対応が重要である一方、中長期的課題にも責任をもって取り組まなければならない。税制は経済社会のあり方に密接に関連するものであり、今後とも、格差の固定化につながらないよう機会の平等や世代間・世代内の公平の実現、簡素な制度の構築といった考え方の下、検討を進める。「経済再生なくして財政健全化なし」との基本方針の下、経済再生と財政健全化を両立させることがわが国の最重要課題であり、2020 年度の基礎的財政収支黒字化目標との整合性を念頭に置く必要がある。このため、消費税率 10%への引上げを平成 31 年 10 月 1 日に確実に実施する。あわせて実施される低所得者への配慮のための軽減税率制度について、事業者の準備状況等を検証し、制度の円滑な導入・運用に万全を期す。

所得税法等の一部を改正する法律（平成二八年法律第十五号）附則（抄）

（消費税の軽減税率制度の円滑な導入・運用等に向けた措置）

第七十一条 政府は、消費税の軽減税率制度の導入に当たり混乱が生じないよう万全の準備を進めるために必要な体制を整備し、消費税の軽減税率制度の周知及び事業者の準備に係る相談対応を行うとともに、事業者の準備状況及び政府における取組の状況を検証しつつ、必要に応じて、消費税の軽減税率制度の円滑な導入及び運用に資するための必要な措置を講ずるものとする。

2  
（略）

消費税軽減税率制度導入関係府省庁会議の開催について

〔平成 28 年 4 月 8 日  
関係府省庁申合せ  
一部改正：平成 28 年 12 月 26 日〕

- 1 所得税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 15 号）附則第 171 条第 1 項に基づき、消費税の軽減税率制度の導入に当たって、混乱が生じないよう万全の準備を進めるため、消費税軽減税率制度導入関係府省庁会議（以下「会議」という。）を開催する。
- 2 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、その他の関係者の出席を求めることができる。

|       |   |
|-------|---|
| 議 長   | 内閣官房副長官補（内政担当）  |
| 副 議 長 | 財務省主税局長<br>中小企業庁長官  |
| 構 成 員 | 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）<br>内閣府大臣官房総括審議官<br>公正取引委員会事務総局経済取引局取引部長<br>警察庁長官官房総括審議官<br>金融庁総括審議官<br>消費者庁次長<br>復興庁統括官付審議官<br>総務省大臣官房総括審議官（広報、政策企画（主）担当）<br>総務省自治税務局長<br>法務省大臣官房審議官（総括担当）<br>外務省経済局長<br>国税庁次長<br>文部科学省大臣官房総括審議官<br>厚生労働省政策統括官（総合政策担当）<br>厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長<br>農林水産省経営局長<br>農林水産省食料産業局長<br>経済産業省経済産業政策局長<br>経済産業省商務流通保安グループ商務流通保安審議官<br>国土交通省政策統括官<br>環境省総合環境政策局長<br>防衛省大臣官房長 |

- 3 会議の庶務は、内閣府の助け及び総務省、財務省、経済産業省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

# 議 事 次 第

〔平成30年1月29日（月）15:00～15:40  
中央合同庁舎8号館8階特別中会議室〕

## 第3回消費税軽減税率制度導入関係府省庁会議

### 1. 開 会

### 2. 議 事

(1) 軽減税率制度の実施に向けた取組について

(2) 各省庁からの説明

(3) 質疑応答・その他

### 3. 閉 会

#### 【配布資料】

資料 軽減税率制度の実施に向けた取組について

参考1 所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則（抄）

参考2 消費税軽減税率制度導入関係府省庁会議の開催について（平成28年4月8日  
申合せ 平成30年1月29日改正）

**軽減税率制度実施に向けた取組について** (平成30年1月29日)**1. 軽減税率制度等の事業者・消費者に対する周知****【通達・Q&A】**

- 通達及びQ&Aを公表

**【広報】**

- 政府広報オンラインに軽減税率制度実施の特集ページを開設  
(各省庁のホームページにリンク)
- 関係省庁のホームページにおいて軽減税率制度実施の特設サイトを開設
- 軽減税率制度の概要を説明した動画を公開 (政府インターネットテレビ等)
- 各種メディアを活用した積極的な広報

**【事業者向け冊子】**

- 分かりやすいパンフレット・リーフレット等により、きめ細やかに対応
- 事業者に対するパンフレット (「よくわかる消費税軽減税率制度」) を送付

**【説明会等】**

- 都道府県ごとに、商工会・商工会議所等の事業者団体、各業界団体、税務関係団体、地方公共団体等が参画した消費税軽減税率制度実施協議会を組織し情報共有等で連携
- 各省庁から所管事業者団体に対し説明会の開催等について協力依頼文書を発出
- 各省庁、事業者団体等による様々な会議等を活用して軽減税率制度等を説明
- 事業者団体が主催する説明会等への講師派遣の実施



## 2. 事業者支援策の周知・実施

### 【補助事業】

(期限延長：平成31年(2019年)9月までに事業完了)

- 複数税率対応レジの導入等支援
- 受発注システムの改修等支援

### 【周知・サポート体制の整備】

- パンフレット(簡易版・詳細版)による事業者支援策の周知
- 事業者支援措置(軽減税率対策補助金)等に係る動画を配信
- 全国の商工会・商工会議所等に相談窓口を設置
- 商工会・商工会議所等の実施する講習会、巡回指導・専門家派遣等に対して支援
- 事業者支援措置に係る説明会等を実施

## 3. 軽減税率制度及び事業者支援策に関する相談

- 軽減税率電話相談センターにおいて、軽減税率制度(対象品目、税額計算方法など)に関する問合せに対応
- 電話相談センター(税務署)に軽減税率専用ガイダンスを開設
- 全国の税務署の専用相談窓口(改正消費税相談コーナー)で個別相談に対応
- 軽減税率対策補助金事務局コールセンターにおいて、レジ導入、システム改修等の支援に関する問合せに対応
- 全国の商工会・商工会議所等の相談窓口において、問合せに対応
- 消費税価格転嫁等総合相談センターにおいて、消費税の転嫁等に関する相談や、軽減税率制度等に関する一般的な相談に対応

所得税法等の一部を改正する法律（平成二八年法律第十五号）附則（抄）

（消費税の軽減税率制度の円滑な導入・運用等に向けた措置）

第七十一条 政府は、消費税の軽減税率制度の導入に当たり混乱が生じないよう万全の準備を進めるために必要な体制を整備し、消費税の軽減税率制度の周知及び事業者の準備に係る相談対応を行うとともに、事業者の準備状況及び政府における取組の状況を検証しつつ、必要に応じて、消費税の軽減税率制度の円滑な導入及び運用に資するための必要な措置を講ずるものとする。

2  
（略）

（参考1）

## (参考2)

### 消費税軽減税率制度導入関係府省庁会議の開催について

平成 28 年 4 月 8 日  
関係府省庁申合せ  
平成 28 年 12 月 26 日一部改正  
平成 30 年 1 月 29 日一部改正

- 1 所得税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 15 号）附則第 171 条第 1 項に基づき、消費税の軽減税率制度の導入に当たって、混乱が生じないよう万全の準備を進めるため、消費税軽減税率制度導入関係府省庁会議（以下「会議」という。）を開催する。
- 2 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、その他の関係者の出席を求めることができる。

|       |   |
|-------|---|
| 議 長   | 内閣官房副長官補（内政担当）  |
| 副 議 長 | 財務省主税局長<br>中小企業庁長官  |
| 構 成 員 | 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）<br>内閣府大臣官房総括審議官<br>公正取引委員会事務総局経済取引局取引部長<br>警察庁長官官房総括審議官<br>金融庁総務企画局長<br>消費者庁次長<br>復興庁統括官付審議官<br>総務省大臣官房総括審議官（広報、政策企画（主）担当）<br>総務省自治税務局長<br>法務省大臣官房審議官（総括担当）<br>外務省経済局長<br>国税庁次長<br>文部科学省大臣官房総括審議官<br>厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官<br>厚生労働省政策統括官（総合政策担当）<br>農林水産省食料産業局長<br>農林水産省経営局長<br>経済産業省大臣官房商務・サービス審議官<br>経済産業省経済産業政策局長<br>国土交通省政策統括官<br>環境省総合環境政策統括官<br>防衛省大臣官房長 |

- 3 会議の庶務は、内閣府の助け及び総務省、財務省、経済産業省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

第4回 消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策推進本部幹事会・  
第4回 消費税軽減税率制度導入関係府省庁会議（合同会議）

議 事 次 第

〔平成30年10月26日(金)15:00~16:00〕  
〔中央合同庁舎8号館 8階特別大会議室〕

1. 議 事

- (1) 消費税の転嫁及び軽減税率制度の実施に関する対策と今後の取組について
- (2) 各省庁からの説明
- (3) 質疑応答・その他

2. 閉 会

【配付資料】

資料1 転嫁対策等の取組について

資料2 軽減税率制度実施に関する対策の取組について

## 【これまでの取組】

**事業者・消費者に対する広報**

- 関係省庁のウェブサイトの特集ページを設けて、転嫁対策等に関する各種の資料・情報を提供
- 事業者等向けの説明会を各地で実施し、パンフレットを幅広く配布・周知
- 政府広報において、転嫁対策に関する新聞広告等を実施（平成26年）。社会保障と税の一体改革の意義等に関する一般向け広報も展開

**転嫁拒否等に関する相談等対応**

- 政府共通の相談窓口（消費税価格転嫁等総合相談センター）を開設し、電話・メールを使った相談対応を実施（平成30年9月末 20,402件）
- 各省庁、各都道府県、商工会議所等の中小企業団体に相談窓口を設置
- 全国各地で事業者向けの移動相談会を実施（公取委）
- 転嫁カルテル・表示カルテルの届出窓口を設置（公取委）

**転嫁拒否等に関する監視・取締り**

- 公取委・経産省（中企庁）に、転嫁拒否等の調査・指導の実務を担当する転嫁対策調査官（500名余り）を配置
- 違反行為を効果的に摘発するため、公取委・中企庁合同で中小企業・小規模事業者等に対して、大規模な書面調査を実施（平成29年度実績で、中小企業等に276万、個人事業348万者）
- 違反の疑いのある事業者に対して立入検査を行うなど積極的に調査を実施。違反行為が認められた事業者に対しては迅速に指導。重大な違反行為については公取委において勧告・公表

| 調査着手    | 指導     | 措置要求 | 勧告  |
|---------|--------|------|-----|
| 10,754件 | 4,289件 | 12件  | 46件 |

※調査着手及び指導の各件数は公正取引委員会及び中小企業庁の合算  
 ※平成30年9月までの累計（平成25年10月～平成30年9月）

## 【今後の取組】

これまでの取組を引き続き行うとともに、関係省庁が連携して、消費税の円滑かつ適正な転嫁等に向けて取り組む。

- 消費税引上げ前後に柔軟に価格付けが行われ、駆け込み需要と反動減が抑制されるようするためのガイドラインの整備等
- 所管省庁より、事業者団体に対して、販売活動において反動減対策の内容等を消費者に周知するよう要請
- 転嫁拒否等の行為に関して、転嫁Gメン増員の検討等を行うとともに、引き続き迅速かつ効果的に監視・取締りを実施
- 事業者・一般国民への積極的な周知・広報  
転嫁対策及び需要変動の平準化策について、テレビ、一般紙等を活用し、事業者・一般国民向けの広報を速やかに実施

**【これまでの取組】****軽減税率制度等の事業者・消費者に対する広報・周知****【通達・Q&A】**

- 法令解釈通達の発遣及び質疑応答事例集(Q&A)を公表し、随時内容を更新(国税庁)

**【ホームページ掲載】**

- 「政府広報オンライン」に軽減税率制度の特集ページを開設
- 国税庁等のホームページに特設コーナーを開設

**【事業者向け冊子】**

- 納税者・事業者へ個別にチラシ・パンフレットを送付(約850万部)、郵便局等にも備置き(約1.6万局)

**【ポスター】**

- 事業者向けポスターを掲出(約6万枚 地方支分部局、地方公共団体、金融機関、公共交通機関、事業者団体等)

**【その他の広告】**

- 政府インターネットテレビによるメディア広報を実施
- 事業者向け専門紙に政府広報として記事下広告を掲載(発行部数約190万部)

**【周知活動等】**

- 全国の税務署等、業種横断的団体(商工会・税務関係団体等)及び事業者団体(業界団体)において、説明会を開催。所管省庁から事業者団体に対し説明会開催を働き掛け、国税庁等から講師を派遣

(注)平成30年8月末現在で、約2.9万回開催し、約83万事業者が参加

- 都道府県単位で、商工会等の事業者団体、各業界団体、税務関係団体、地方公共団体等が参画した軽減税率制度実施対策協議会を組織

**事業者支援策の周知・実施****【補助事業(経産省(中企庁))】**

- 複数税率対応レジの導入等支援・受発注システムの改修等支援(補助金の基金534億円)

**【周知・サポート体制の整備(経産省(中企庁))】**

- 中小企業・小規模事業者向けの広報パンフレットを配布(約118万部)
- 全国の商工会・商工会議所等に相談窓口を設置
- 商工会・商工会議所等の実施する講習会、巡回指導・専門家派遣等に対して支援

## ②軽減税率制度実施に関する対策の取組について

### 軽減税率制度及び事業者支援策に関する相談対応

#### 【国税庁】

- 全国の税務署の専用相談窓口(改正消費税相談コーナー)で個別相談に対応
- 軽減税率電話相談センターにおいて、軽減税率制度(対象品目、帳簿・請求書の書き方など)に関する問合せに対応
  - ・相談件数の増加傾向に対応するため、平成30年7月より体制を拡充
- 電話相談センター(税務署)に軽減税率専用ガイダンスを開設

#### 【経産省(中企庁)】

- 軽減税率対策補助金事務局コールセンターを設置
  - ・レジ導入・システム改修等の支援に関する問合せに対応
- 商工会・商工会議所等の中小企業団体等と連携したサポート体制の整備
  - ・全国の商工会・商工会議所等に相談窓口を設置
  - ・商工会・商工会議所等の実施する講習会、巡回指導・専門家派遣

#### 【内閣府】

- 消費税価格転嫁等総合相談センターにおいて、軽減税率制度等に関する一般的な相談に対応

(注)平成30年8月末現在の相談件数(合計)は約11.7万件

#### 【今後の取組】

これまでの取組を引き続き行うとともに、関係省庁が連携して、軽減税率制度の円滑な導入に向けて取り組む。

#### 【テレビ・一般紙等を活用した一般向け広報】

- 一般向けに、テレビや一般紙、ホームページ・SNS等を活用した広報を、年明け以降、速やかに実施するなど、広く国民一般に周知を強化

#### 【事業者への制度理解の徹底】

- 国税庁Q&Aの周知を徹底するとともに、必要に応じ、Q&Aを追加し実務対応の明確化を図る

#### 【協議会の開催等による事業者団体等への働きかけ】

- 関係省庁等において、地方公共団体、地域金融機関等の協力も得ながら、どの団体にも属しない小規模事業者や個人事業主に対して働きかけを徹底。必要に応じて、都道府県消費税軽減税率制度実施対策協議会等を活用
- 事業者団体(業界団体)を通じ、軽減税率制度への準備の加速化等を働きかけるとともに、所管省庁において対応状況の進捗をフォローアップ

#### 【事業者準備の支援】

- 商工会・商工会議所等を通じた業種横断的な働きかけに加え、事業者団体(業界団体)を通じた働きかけを重点的に実施。併せて国の支援策(レジ補助等)の活用を促す。
- 事業者の準備状況等を検証しつつ、必要に応じて、軽減税率制度の円滑な実施及び運用に資するための必要な措置を検討



# 議 事 次 第

〔平成30年11月16日(金) 10:30~11:00〕  
〔中央合同庁舎8号館 共用会議室A〕

## 第5回 消費税軽減税率制度導入関係府省庁会議

### 1. 開 会

### 2. 議 事

(1) 消費税「軽減税率制度」の円滑な実施等に向けた取組

(2) 質疑応答・その他

### 3. 閉 会

#### 【配付資料】

資料 消費税「軽減税率制度」の円滑な実施等に向けた取組

「政府は、・・・事業者の準備状況及び政府における取組の状況を検証しつつ、必要に応じて、消費税の軽減税率制度の円滑な導入及び運用に資するための必要な措置を講ずるものとする。」（所得税法等の一部を改正する法律（平成28年）附則第171条）

## ◎「軽減税率制度」に係る「検証」作業の目的

消費税「軽減税率制度」の円滑な実施等につながるための措置について検討する目的の下、事業者の準備状況等について「検証」作業を実施。

### 1 政府の取組状況（説明会関係）に係る「検証」作業について

- 説明会の開催件数、参加者数などの定量的な計数の把握に加え、政府職員が講師を務めた説明会において、その参加者の「軽減税率制度」の理解度を測定するため、アンケートを実施。
- 全国各地で実施された説明会においてアンケートを行ったところ、個人事業者・法人問わず、説明会参加者の約9割が「軽減税率制度」について「概ね理解できた」と回答。

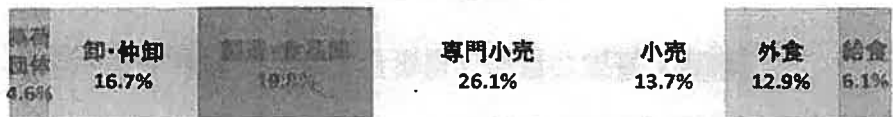
（参考）アンケートを行った説明会の実績

- ・説明会回数：約7.7千回
- ・参加事業者数：約19.8万者
- ・アンケート回収数：約15.2万件（平成30年9月末時点）

### 2 事業者の準備状況に係る「検証」作業について

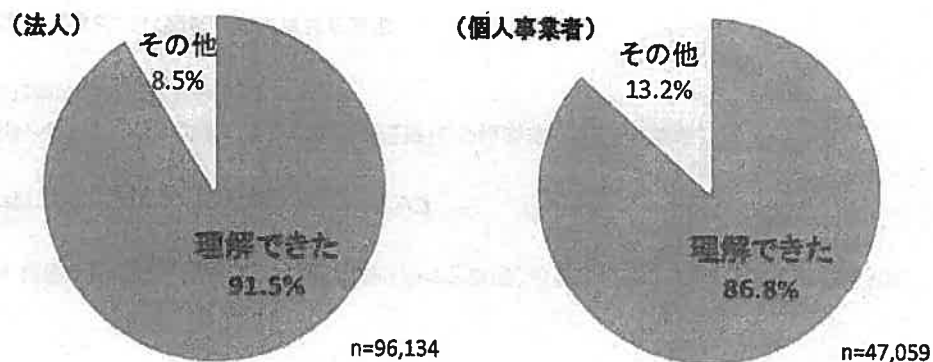
- 主に飲食料品を取り扱う事業者について、対象事業者団体を通じ準備状況や直面する課題等を把握するため、ヒアリング・アンケートを実施。
- アンケート回答者（n=3,020）について、業種別の属性は下記のとおり。

対象者の属性(業種別)

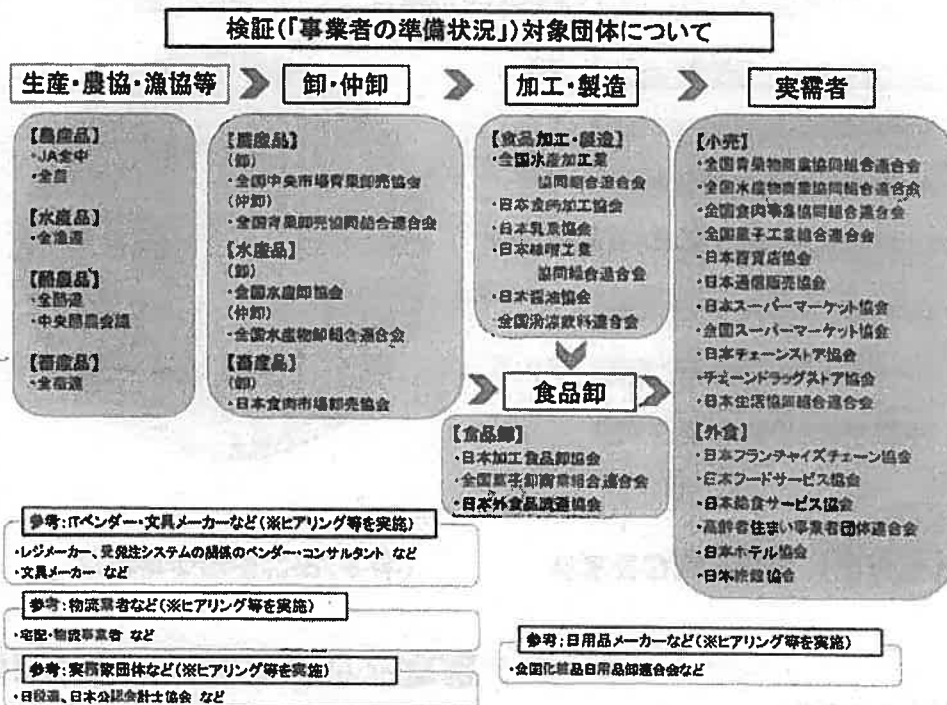


n=3,020

## （参考）制度理解の状況



## （参考）「対象事業者団体」について



## 消費税「軽減税率制度」の円滑な実施等に向けた取組

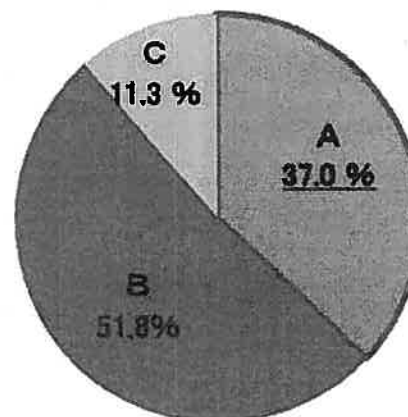
### ◎ 事業者の準備状況に係る「検証」作業の結果（総論）

- 主に飲食料品を取り扱う事業者について、「売上」「仕入れ」「会計」の場面における「軽減税率制度」への準備状況等を検証。
- 約37%の事業者が「準備を始めている」状況  
約52%の事業者が「具体的な準備を検討している（※）」状況  
約11%の事業者が「準備の予定が未定等」状況

- （※）「具体的な準備を検討している」と回答した事業者の中には、
- ・ 関係部署（経理、システムなど）で個々に検討を行っている、
  - ・ 社内にPIを立ち上げ、全社的な検討を進めている、
  - ・ 会計事務等について税理士等に準備を依頼している、
- など、部内で様々な準備を進めている事業者が含まれている。

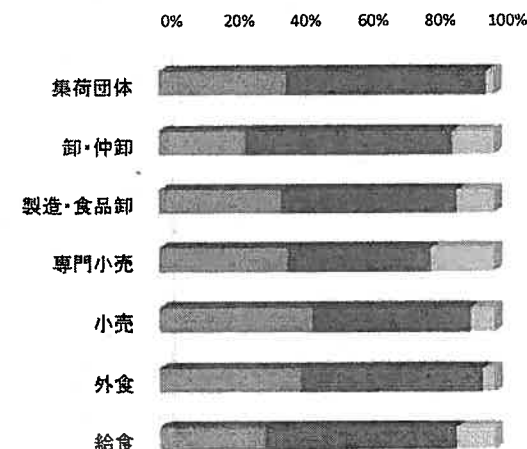
#### 事業者の準備状況(全体)

n=3,020



#### 事業者の準備状況（業種別）

n=3,020



A: ■ 準備を始めている B: ■ 具体的な準備を検討している C: ■ 未定など

### ◎ 消費税「軽減税率制度」の円滑な実施等のための今後の取組（第4回消費税軽減税率制度導入関係府省庁会議（平成30年10月26日））

#### 【事業者への制度理解の徹底】

- 国税庁Q&Aの周知を徹底するとともに、必要に応じ、Q&Aを追加し実務対応の明確化を図る

#### 【協議会の開催等による事業者団体等への働きかけ】

- 関係省庁等において、地方公共団体、地域金融機関等の協力も得ながら、どの団体にも属しない小規模事業者や個人事業主に対して働きかけを徹底。必要に応じて、都道府県消費税軽減税率制度実施対策協議会等を活用
- 事業者団体（業界団体）を通じ、軽減税率制度への準備の加速化等を働きかけるとともに、所管省庁において対応状況の進捗をフォローアップ

#### 【事業者準備の支援】

- 商工会・商工会議所等を通じた業種横断的な働きかけに加え、事業者団体（業界団体）を通じた働きかけを重点的に実施。併せて国の支援策（レジ補助等）の活用を促す。
- 事業者の準備状況等を検証しつつ、必要に応じて、軽減税率制度の円滑な実施及び運用に資するための必要な措置を検討

#### 【テレビ・一般紙等を活用した一般向け広報】

- 一般向けに、テレビや一般紙、ホームページ・SNS等を活用した広報を、年明け以降、速やかに実施するなど、広く国民一般に周知を強化

### ◎ 事業者からの声を踏まえた更なる取組

#### 《事業者からの要望の例》

- 「レジ補助金」の対象拡大（事後の商品マスタ設定、請求書作成システムの改修等）
- 軽減税率制度や支援措置について専門的な相談・アドバイスを受けられる窓口等の設置 など

⇒ こうした要望等を踏まえ、必要な対応を実施。さらに、予算・税制上の措置が必要なものは、年末の予算編成・税制改正プロセスで検討。

第6回 消費税軽減税率制度導入関係府省庁会議・  
第6回 消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策推進本部幹事会  
(合同会議)

議 事 次 第

〔平成31年3月7日(木)14:30～15:00  
中央合同庁舎4号館 共用第2特別会議室〕

1. 議 事

- (1) 消費税軽減税率制度実施に関する対策及び転嫁対策等に係る取組状況について
- (2) 各省庁からの説明
- (3) 質疑応答・その他

2. 閉 会

【配付資料】

- 資料1 軽減税率制度実施に関する対策について
- 資料2 転嫁対策等について

## 軽減税率制度実施に関する対策について（前回会合以後の取組等）

### 軽減税率制度等の事業者に対する広報・周知

#### 《前回会合(30.10.26)》

- 全国の税務署等、業種横断的団体（商工会・商工会議所・税務関係団体等）及び事業者団体（業界団体）において、説明会を開催。所管省庁から事業者団体に対し説明会開催を働き掛け、国税庁等から講師を派遣
- 納税者・事業者へ個別にチラシ・パンフレットを送付、郵便局等にも備置き
- 都道府県単位で、商工会等の事業者団体、各業界団体、税務関係団体、地方公共団体等が参画した軽減税率制度実施対策協議会を組織
- 関係省庁等において、地方公共団体、地域金融機関等の協力も得ながら、どの団体にも属しない小規模事業者や個人事業主に対して働きかけを徹底。必要に応じて、都道府県消費税軽減税率制度実施対策協議会等を活用

#### 《説明会の開催、事業者向けチラシの配布等》

- ◆ 説明会は約5万回開催、延べ145万事業者が参加（30年12月末累計）
- ◆ 公取委主催の事業者向け説明会において、軽減税率制度の説明及び相談対応を実施
- ◆ 「飲食料品の取扱い(販売)がない事業者の方についても、消費税の軽減税率制度実施後は「区分経理」が必要となります」（チラシ）を配布
- ◆ 中小企業・小規模事業者向けに軽減税率対応が必要か否か気づきの機会を与える「軽減税率への対応が必要か1枚で分かるリーフレット」を配布
- ◆ 露出アップを意識し、事業者向けイベント・商談会場におけるセミナーを開催

#### 《業種横断的団体・業界団体による周知広報等》

- ◆ 関係省庁から業種横断的団体・業界団体に対して説明会開催、講師派遣要請、周知広報に関する協力依頼文書を発出

#### 【業界団体との連携による周知広報】

- ◆ 農水省において、JAと連携の上、生産者に対する効果的な周知広報の実現に向けた検討会を設置
- ◆ 農水省において、酪農・畜産業界の課題に対応するため、全国各地（地方農政局等）での説明会開催を調整中
- ◆ 農水省において、食品卸・小売・製造・外食の業種ごとのパンフレットを作成し、業界団体を通じて食品事業者に配布

#### 【業種横断的な取組・働きかけ】

- ◆ 軽減税率制度実施対策協議会を、30年6月以降、鹿児島県、熊本県、大分県、10月以降、宮崎県、秋田県、長崎県、31年1月以降、福岡県、佐賀県で開催。3～4月に愛知県、石川県、岐阜県、三重県、富山県で開催予定
- ◆ 日税連と連携の上、ホームページにおいて実務面での対応に役立つ資料をまとめた専用ページを開設
- ◆ 日本商工会議所と連携の上、「小売/卸売」「飲食店」事業者向けの小冊子を作成

#### 《金融機関及び地方公共団体との連携による周知広報》

- ◆ 財務局・国税局が中心となり、金融機関団体に対する協力依頼文書を発出
- ◆ 総務省において、都道府県及び市区町村が活用できるよう事業者向け制度周知チラシを約430万枚作成予定
- ◆ 総務省の依頼により、全都道府県で、都道府県及び市区町村職員向けの軽減税率制度等に係る研修会を開催
- ◆ 総務省から地方公共団体に対して協力依頼文書を発出
  - ・ 総務省において作成するチラシについて、個人事業税の納税通知書（約100万通）に同封するなど事業者や住民に配布
  - ・ 内閣府、中企庁、国税庁等と連携し、軽減税率制度や事業者支援措置に関する広報誌等における周知広報、税務署説明会等への協力

#### 《マスメディアや業界紙等を活用したメディア露出》

- ◆ 制度概要に関する簡素な説明を掲載（20件程度）
- ◆ 財務省主税局が中心となり、業種固有の課題解決につながる詳細な解説等を掲載（70件程度）
- ◆ インターネット広告（バナー広告）の実施準備中
- ◆ 事業者向け広告の業界紙への掲載準備中（12紙程度）
- ◆ 視覚障害者向け音声広報CD、点字・大活字広報誌の制作準備中

### 事業者支援策の周知・実施

#### 《前回会合》

##### 【補助事業（経産省（中企庁））】

○複数税率対応レジの導入等支援・受発注システムの改修等支援（補助金の基金534億円）

##### 【周知・サポート体制の整備（経産省（中企庁））】

○中小企業・小規模事業者向けの広報パンフレットを配布（約118万部）

○全国の商工会・商工会議所等に相談窓口を設置

○商工会・商工会議所等の実施する講習会、巡回指導・専門家派遣等に対して支援

○事業者の準備状況等を検証しつつ、必要に応じて、軽減税率制度の円滑な実施及び運用に資するための必要な措置を検討

○商工会・商工会議所等を通じた業種横断的な働きかけに加え、事業者団体（業界団体）を通じた働きかけを重点的に実施。併せて国の支援策（レジ補助等）の活用を促す。

#### 《レジ補助金の拡充》

- ◆ 補助対象の拡大
  - ・ レジに登録する商品情報（商品マスタ）の更新
  - ・ 請求書管理システムの追加
  - ・ 券売機の追加
- ◆ 補助率の引上げ（2/3 ⇒ 3/4）
- ◆ 補助対象事業者の拡充（旅館・ホテル等の対象拡大）
- ◆ 補正予算で561億円を措置、積み増し

### 《事業者向けチラシの配布等》

- ◆ 「一枚でレジ・システム補助金の全てがわかるリーフレット」を配布
- ◆ 農水省において、拡充内容を含めたレジ・システム補助金パンフレットを作成し食品事業者に配布

### 《周知・サポート》

- ◆ 周知・対応サポート体制を充実。中企庁において、中小企業関係団体と連携して、周知・広報を実施（30年度第2次補正予算により拡充）
  - ・ 説明会・講習会は延べ12,802回、約31万者が参加（30年12月末累計）

#### 商工会議所

- ・ 中小企業・小規模事業者向けの分かりやすい「小冊子」（軽減税率、価格転嫁対策）の改定版（50万部。旧版含めると累計110万部）を発行・配布
- ・ 「小売/卸売」「飲食店」事業者向けの小冊子を作成（再掲）
- ・ 3ステップによる軽減税率対応のための事業者支援を実施（①事業者の「気づき」の支援、②基礎的知識の習得支援（説明会、講習会等）、③個社ごとに経営指導員・専門家による個別具体的な支援）
- ・ 消費税対策で頼れる「会計・決済のIT3ツール」（クラウド会計、モバイルPOSレジ、キャッシュレス決済）の推進

#### 商工会

- ・ 都道府県連經由で各単会組織による軽減税率対策の推進の取組を組織的に推進。経営指導員による巡回指導の機会を捉えた伴走型の経営指導等を網羅的に実施
- ・ 中小企業・小規模事業者向けの軽減税率ガイドブック（20万部）を作成中
- ・ 政府広報パンフレット等（中企庁・国税庁）を印刷し、講習会や巡回指導、窓口相談時に配布
- ・ 地域や事業者の特性に応じて独自テキストやチラシを作成し、講習会や巡回指導に加え窓口等で配布
- ・ 広報による窓口への相談促進と併せて、講習会の集団支援や事業者の悩みに寄り添った経営指導員及び専門家による個別具体的な支援を実施

#### 全国中小企業団体中央会

- ・ 各都道府県中央会が、事業協同組合等の属性に基づき「重点組合」を抽出し、中央会による巡回指導や専門家の派遣など集中的な支援を実施

#### 全国商店街振興組合連合会

- ・ 全国で開催した全振連「消費税軽減税率対策ブロック会議」等で軽減税率対応を強化
- ◆ 転嫁Gメンを活用した事業者支援措置等の周知（中企庁）

### 《中小企業団体等に加入していない中小企業・小規模事業者への周知・広報》

- ◆ 中企庁・金融庁から、民間金融機関（全銀協、地銀協、第二地銀協、全信協、全信中協）に対して、取引先事業者への周知・取組支援を要請
- ◆ 中企庁・内閣府・財務省から、公的金融機関（日本公庫、沖縄公庫、商工中金、信用保証協会）に対して、取引先事業者への周知・取組支援を要請
- ◆ 中企庁から、税理士会及び青色申告会を通じて、税理士等に対して、顧客事業者への周知・取組支援を要請
- ◆ 中企庁から、認定経営革新等支援機関に対して、支援を行う中小企業・小規模事業者への周知・取組支援を要請
- ◆ 経産省・中企庁・総務省から、全国の自治体に対して、「一枚でレジ・システム補助金の全てがわかるリーフレット」の設置・配布、説明会の開催、自治体広報

誌での周知等を依頼

- ◆ 中企庁から、レジメーカー等に対して、軽減税率対策の支援制度の一層の活用、営業や顧客のサポート体制の強化を要請。主なレジメーカー等の社長・役員級を一堂に集めた特別会合を開催し、積極的な販売、万全のサポートを直接要請
- ◆ 中小機構と連携し、共済加入企業（小規模企業共済:137万件、倒産防止共済:52万件）へ掛金の納付状況の通知の機会に合わせ、軽減税率対応の支援制度を周知

《マスメディア等を活用したメディア露出》

- ◆ 中企庁において、マスコミ等を活用した広報（新聞・テレビ・ラジオ・インターネット広告等）の準備中

## 軽減税率制度及び事業者支援策に関する相談対応

《前回会合》

【国税庁】

- 全国の税務署の専用相談窓口（改正消費税相談コーナー）で個別相談に対応
- 軽減税率電話相談センターにおいて、軽減税率制度（対象品目、帳簿・請求書の書き方など）に関する問合せに対応
  - ・相談件数の増加傾向に対応するため、平成30年7月より体制を拡充
- 電話相談センター（税務署）に軽減税率専用ガイダンスを開設

【経産省（中企庁）】

- 軽減税率対策補助金事務局コールセンターを設置
  - ・レジ導入・システム改修等の支援に関する問合せに対応
- 商工会・商工会議所等の中小企業団体等と連携したサポート体制の整備
  - ・全国の商工会・商工会議所等に相談窓口を設置
  - ・商工会・商工会議所等の実施する講習会、巡回指導・専門家派遣

【内閣府】

- 消費税価格転嫁等総合相談センターにおいて、軽減税率制度等に関する一般的な相談に対応

- ◆ 継続して実施（相談件数合計（国税庁・補助金事務局・内閣府） 約16万件（30年12月末累計））



## 転嫁対策等について（前回会合以後の取組等）

### 価格設定ガイドラインの広報等

《前回会合(30.10.26)》

- 消費税引上げ前後に柔軟に価格付けが行われ、駆け込み需要と反動減が抑制されるよう  
にするためのガイドラインの整備等 ※ 30年11月公表済
- 事業者等向けの説明会を各地で実施し、パンフレットを幅広く配布・周知

- ◆ 価格設定ガイドライン及びリーフレットを、業界団体・中小企業団体等を通じて周知するほか、各種説明会において配布
- ◆ 価格設定ガイドライン等を踏まえて、転嫁対策等に関する事業者向けパンフレットを見直し（公取委、関係省庁）。各省庁や地方支分部局、地方公共団体、業界団体、中小企業団体等を通じて幅広く配布・周知（約40万部）するほか、公取委ホームページ、転嫁室ホームページに掲載予定
- ◆ インターネット広告（バナー広告）の実施準備中
- ◆ 事業者向け広告の業界紙への掲載準備中（10紙程度）
- ◆ 転嫁Gメンが事業者（1万件）を訪問し、価格設定ガイドラインについて周知予定（中企庁）
- ◆ 「消費税率引上げに伴う公共料金等の改定について」（物価担当官会議申合せ）を改正

### 転嫁対策等の事業者・消費者に対する広報

《前回会合》

- 関係省庁のウェブサイトの特集ページを設けて、転嫁対策等に関する各種の資料・情報を提供
- 転嫁拒否等の行為に関して、転嫁Gメン増員の検討等を行うとともに、引き続き迅速かつ効果的に監視・取締りを実施

- ◆ 公取委ホームページに特設ページを開設し、「消費税転嫁拒否行為セルフチェック」、ウェブ動画「増税前に気をつけまSHOW!」を掲載。また、「消費税の転嫁拒否等の行為に関するよくある質問」を更新
- ◆ インターネット・新聞・雑誌に広告「気をつけてイルカ？消費税転嫁対策」を掲載するほか、ラジオ広告を実施
- ◆ 新聞に広告「中企庁×下町ロケット（転嫁Gメン）」を掲載するほか、ポスターを税務署・自治体・商工会議所・業界団体等約5千箇所に掲載（中企庁）
- ◆ 中企庁ホームページ、業界誌に広告を掲載（中企庁）
- ◆ 転嫁対策等に関する事業者向けパンフレットを配布・周知予定（再掲）
- ◆ 2月までに事業者向け説明会及び事業者団体等に対する講師派遣を行い、今後、全都道府県において、事業者向け説明会を実施予定（公取委）
- ◆ 転嫁Gメンが事業者（1万件）を訪問し、転嫁対策について周知予定（中企庁）
- ◆ 中小企業団体中央会が、表示カルテルPRチラシを作成し中小企業組合等に1万部配布（中企庁）

## 転嫁拒否等に関する相談等対応、監視・取締りなど

### 《前回会合》

- 政府共通の相談窓口(消費税価格転嫁等総合相談センター)を開設し、電話・メールを使った相談対応を実施
- 違反の疑いのある事業者に対して立入検査を行うなど積極的に調査を実施。違反行為が認められた事業者に対しては迅速に指導。重大な違反行為については公取委において勧告・公表

- ◆ 「消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法上の考え方」(公取委ガイドライン)の改正作業中
- ◆ 相談について継続して実施(31年1月末累計 21,573件)
- ◆ 監視・取締りについて継続して実施(平成31年2月に1件勧告)
- ◆ 大規模書面調査を継続して実施(30年度 620万件)(公取委、中企庁)
- ◆ 「消費税の転嫁状況に関するモニタリング調査」の実施(31年度は調査対象を24万社から拡大予定)(中企庁)
- ◆ 国交省において、業法の法令遵守に係る指導の一環として、事業者団体に対して、適正な転嫁等に関する通知を発出し、請負代金の消費税転嫁拒否の有無に係る書面調査結果を公表
- ◆ 全都道府県において事業者向けの移動相談会を実施し、中小企業者等からの相談に対応(公取委)